

「電気通信事業法施行規則の一部改正に対する意見及びそれらに対する考え方」
 (令和4年2月2日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申別添)を踏まえた検討結果について

意見	考え方	総務省の検討結果
意見 7 ● 省令案の附則第4項で「と読み替えるものとする」としているが、準用ではなくて読替適用なのだから単に「とする」とすべきではないか。	考え方 7	
○ 省令案の附則第4項で「と読み替えるものとする」としているが、準用ではなくて読替適用なのだから単に「とする」とすべきではないか。 【個人D】	○ 総務省において、法令上の修正の必要性の有無について検討することが適当と考えます。	○ 省令案の附則第4項「と読み替えるものとする」を「とする」と修正します。